

2025 年 5 月 30 日

各位

会 社 名 株式会社ベクターホールディング
代 表 者 代表取締役社長 加藤 彰宏
(コード番号：2656)
問 合 先 取締役 管理本部長 岩井 美和子
(TEL 03-6304-5207)

第三者割当による新株式及び第 12 回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 30 日（以下、「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第 12 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式及び第 12 回新株予約権の発行について

1. 募集の概要

【新株式発行に係る募集】

(1) 払 込 期 日	2025 年 6 月 16 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 3,760,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 133 円
(4) 調 達 資 金 の 額	500,080,000 円（差引手取概算額 465,080,000 円） 差引手取概算額は、本新株式の払込金額の総額から、本新株式にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(5) 資 本 組 入 額	1 株につき 66.5 円
(6) 資本金組入額の総額	250,040,000 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 QUETTA 合同会社（以下、「QUETTA 社」といいます。） 3,760,000 株
(8) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

（注）本新株式の発行要項を別紙 1 に添付しております。

【第 12 回新株予約権発行に係る募集】

(1) 割 当 日	2025 年 6 月 16 日
(2) 新 株 予 約 権 の 数	37,600 個
(3) 発 行 価 額	総額 6,354,400 円（新株予約権 1 個につき 169 円）

(4) 当該発行による 潜在株式数	3,760,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 調達資金の額	506,434,400 円（差引手取概算額 475,434,400 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：6,354,400 円 新株予約権行使による調達額：500,080,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（発行価額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	1 株あたり 133 円（固定）
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 QUETTA 社 37,600 個（潜在株式数 3,760,000 株）
(8) その他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付のいわゆる MS ワラントや MSCB とは異なるものであります。 ② 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。 ④ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

（注）本新株予約権の発行要項を別紙 2 に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本資金調達の目的及び理由】

わが国の経済は、雇用・所得環境が改善する中で個人消費やインバウンド需要が回復する等、景気に緩やかな持ち直しの動きが見られる一方、不安定な世界情勢の長期化、原材料価格・エネルギー価格の

高騰による物価上昇等、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の主力セグメントである ICT 事業が属するデジタルコンテンツ業においては、ゲーム・映像を中心に市場が拡大しており、また、ネット広告業においてもアフィリエイト市場及びポイントサービス市場が拡大しております。

このような状況の下、当社は、ICT 事業として、ダウンロードによるソフトウェア販売、電子契約サービス「ベクターサイン」に加え、PayPay ポイントのポイントモール「QuickPoint」の強化を図る取組みを実施して参りました。

これに加えて、インターネットビジネス等の既存事業を通じて獲得した人・モノ・資金・情報等の経営資源を最大限に活用し収益機会を多様化することを目的として、当社の企業価値の向上のため新たな事業の確立に向け、主力の ICT 事業の強化に加え、「SDGs（持続可能な開発目標）」をテーマとした事業領域として、脱炭素化、環境負荷の軽減、気候変動や資源枯渇等の課題に対処する環境推進事業として、再生可能エネルギー関連事業、特に太陽光発電等の再生可能エネルギーに関連する用地及び地上権、発電設備及び資材、売電権利等の転売事業、太陽光発電所開発及び建設工事等の建設事業、環境配慮商品の販売事業等に取り組みました。さらに、2024 年 4 月 12 日付「第三者割当による新株式及び第 11 回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、その新株式及び第 11 回新株予約権の発行により得た調達資金を活用して、新たな取組みとして、運動代替セルフケアデバイス「e-Nudge（イーナッジ）」デバイスメーカーとのビジネスパートナーシップにより連携して、当該製品に係るファイナンス政策、販売ルートの開拓等の戦略立案等の形で事業参画し、「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金として調達資金の全額を充当いたしました。

しかしながら、当社は、新規事業の拡大を目的として、新規事業部門、特に、再生可能エネルギー関連事業を推進するのに必要な社員の確保及び外部のアドバイザー等への業務委託等を補強したこと等により販管費が増加したものの、未だ収益の獲得には至らなかったこともあり、2024 年 3 月期の業績では、売上高 158 百万円（前事業年度は 246 百万円の営業収益）、営業損失 763 百万円（前事業年度は 354 百万円の営業損失）、経常損失 815 百万円（前事業年度は 362 百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失 894 百万円（前事業年度は 435 百万円の当期純損失）を計上し、さらに、2025 年 5 月 15 日付「2025 年 3 月期 決算短信 [日本基準] (連結)」にて公表しましたとおり、2025 年 3 月期の業績においても、2025 年売上高 162 百万円（前事業年度比 2.1%増）、営業損失 574 百万円、経常損失 566 百万円、親会社株主に帰属する当期純損失 779 百万円を計上する等、未だ継続的かつ十分な安定収益を確保するまでには至っていないことから、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、会社の経営基盤は厳しい状況が続いております。

そこで、上述のような現状の下、当社は改めて、インターネットを通じて多くの人々の生活を「より便利に、より楽しく」なるサービスの創造、という原点に回帰し、当社の主力事業である ICT 事業に経営資源を集中させ、当社の収益の回復・向上を図るためには、当該事業を強化・拡大するための事業資金の確保が喫緊の課題です。

当社といたしましては、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状を鑑みると、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、当該必要資金の引受先として、投資会社及び投資家等を模索して参りました。

今回、当社の経営方針にご理解ご賛同頂ける引受先となる割当予定先の目途が立ったため、上記必要資金を確保することを目的として、本資金調達の実施を決定いたしました。

【本資金調達方法を選択した理由】

前述のとおり、当社としましては、既存事業の再構築及び新規事業による新たな収益基盤の確保は急務であるものの、未だ安定的な収益構造の構築までには至っておらず、当社の財務状況も脆弱と言わざるを得ません。この状況を打開するための事業展開に必要な資金の確保に際し、以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、中でも、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた方法が最適であるとの結論に至りました。

(A) 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び未だ安定的な収益基盤を確立するに至っておらず、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況から、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、現在の当社の企業規模（時価総額等）及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(C) ライツ・オフアリング

ライツ・オフアリングには、コミットメント型ライツ・オフアリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結するもの）とノンコミットメント型ライツ・オフアリング（コミットメント型のような特定の契約を締結せず、新株予約権の行使が株主様の決定に委ねられるもの）があり、このうち、コミットメント型ライツ・オフアリングは、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せないと思われることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

(D) 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であること、また、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(E) 有償株主割当増資

有償株主割当増資は、割当株式の引受の意思のない株主様向けの対応策として、東京証券取引所に

において発行日決済取引による売却が可能であるなど、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希薄化による不利益を最小化することができることなどから、有効な資金調達手段の1つではあります。直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(F) 第三者割当による全量新株式の発行

第三者割当による全量新株式の発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主の皆様や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権の発行による場合と比較してより大きいといえます。また、割当予定先に対して全量新株式による引受けを打診いたしましたが、割当予定先から、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、全量新株式による引受けは困難であるが、新株式の引受けと合わせて、一部については新株予約権による引受けであれば可能である旨の回答があったため、第三者割当による全量新株式の発行は断念し、新株予約権を組み合わせた資金調達を行うこととしました。

(G) 第三者割当による全量新株予約権の発行

第三者割当による全量新株予約権の発行は、権利行使に応じて段階的に希薄化が生じるため、新株式の発行の場合と比べて株主の皆様や株式市場に対する影響を軽減できるというメリットがあるものの、当社の株価の推移等によっては行使の有無や時期が左右されることから資金調達手段としては不確実性が残り、当面の資金需要に対して、確実に対応できるか不透明であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(H) MS ワラント又は MSCB

株価に連動して行使（転換）価額が修正される新株予約権（いわゆる MS ワラント）や転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）は、将来的な市場株価の変動によって行使（転換）価額が修正されるところ、行使（転換）価額の下方修正がなされた場合には、MS ワラントにおいては当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があること、MSCB においては株価動向によっては株式価値の想定外の希薄化が進行するおそれがあることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(I) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権の発行）

本資金調達方法は、以下、（本資金調達方法のデメリット）のとおり、新株予約権部分については行使が進まない可能性があるものの、新株式の発行部分については、株式価値の希薄化が生じるものの当面の必要資金を確実に調達することが可能であり、全量を新株式の発行による場合と比較して希薄化の影響を抑えつつ、当面の資金需要に対応して当社の財務基盤を安定させ、企業価値を向上させるための事業展開を行うことができること、本新株予約権の発行は、以下（本資金調達方法のメリット）①のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮したものであるとともに、以下（本資金調達方法のメリット）②のとおり資金調達の柔軟性を持たせた設計となっていることから、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせることにより、当社の資金需要と株式の希釈化の双方に配慮したスキームとなっています。これらの特徴に鑑みると、本資金調達は現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。

（本資金調達方法のメリット）

① 株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こりますが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。

② 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額（発行価額）と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

（本資金調達方法のデメリット）

① 新株予約権の行使が進まない可能性

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず、当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

② 既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、3,760,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

調達する金額の総額	1,006,514,400 円
内訳 （本新株式）金銭による払込額	500,080,000 円
（本新株予約権の発行による調達額）	6,354,400 円
（本新株予約権の行使による調達額）	500,080,000 円
発行諸費用の概算額	65,000,000 円
差引手取概算額	941,514,400 円

（注） 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、当社の事業アドバイザーである株式会社 INSURE TECH INDUSTRIES（所在地：東京都千代田区内幸町一丁目2番1号、代表者：水野誠一、以下、「ITI社」といいます。）に対するアドバイザー費用50百万円（調達金額の5%、本新株式払込時25百万円）、新株予約権評価算定費用2百万円、登記関連費用7百万円、有価証券届出書作成費用、弁護士費用、外部調査費用、株式事務手数料等その他諸費用として6百万円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料、アドバイザー費用は減少します。

（2）調達する資金の具体的な使途

（本新株式により調達する資金の使途）

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
①広告費及び販売促進費	115 百万円	2025 年 7 月～2026 年 1 月
②高性能サーバーの購入資金	132 百万円	2025 年 9 月
③借入金返済資金	100 百万円	2025 年 6 月
④運転資金	123 百万円	2025 年 6 月～2025 年 12 月
合計	470 百万円	

(本新株予約権の行使により調達する資金の使途)

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
①広告費及び販売促進費	273 百万円	2026 年 1 月～2027 年 4 月
②高性能サーバーの購入資金	198 百万円	2025 年 10 月～2027 年 6 月
合計	471 百万円	

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

(1) 当社の事業の状況

当社の事業領域であるソフトウェア業界及び情報サービス産業においては、国内労働力人口の減少等ビジネス環境の急速な変化や不確実性への対応を目的に、企業・行政の DX に対する意欲が高まり、IT 投資を後押しすることから、引き続き成長が予想されております。

このような環境の下、当社は改めて、インターネットを通じて多くの人々が「ワクワクする」という理念に原点回帰し、新たな事業の柱を創るべく取組んできました再生可能エネルギー関連事業等の新規事業から撤退し、主軸である ICT 事業に経営資源を集中させることにより、当社の企業価値向上を目指すことといたしました。

当社は、1989 年の設立後、1995 年にパソコンソフトのダウンロード専門サイト「THE COMMON for SOFTWARE (現 Vector)」を開設し、以降、シェアウェアの送金代行サービス「シェアレジ・サービス」、ソフトハウスのプロダクトソフトを対象にしたダウンロード販売サービス「プロレジ・サービス」を開始し、2000 年にはソフトバンク・コマース (現ソフトバンク BB) 株式会社と「電子ソフトウェア流通プラットフォーム」サービスにおいて資本業務提携を行い、2003 年以降、ゲーム事業及びパソコン・同周辺機器 (ハードウェア) の販売事業、PC ゲーム向けの情報ポータル兼ソフト・ハードウェア流通サイト「Vector GAMES」の開設、総合セキュリティサービス「Vector セキュリティ」の開始、読者管理・課金機能付き拡張ブログサービス「Vector maglog」、家庭用ゲームの総合情報サイト「Vector ゲーム攻略サーチ」、ソフトバンクが提供するアプリ利用料金の定額サービス「App Pass」の運用の受託、また、スマートフォン PayPay ボーナスポイントモール「QuickPoint」サービス、「みんなの電子署名」及び「みんなのタイムスタンプ」サービスを開始するなど、インターネットを活用した事業の拡張を図

って参りました。その後、パソコン周辺機器販売事業及びゲーム事業からの撤退、「App Pass」の運用受託の契約終了などの紆余曲折を経て、現在、ダウンロードサイトによるソフト販売、PayPay ボーナスポイントモール「QuickPoint」サービスの運営、電子署名「ベクターサイン」サービスの運営を主軸とした ICT 事業を行っております。

当社は、ICT 事業の構築のため、オペレーション体制、コスト構造、市場や競合の分析、事業の強み・弱みを整理し、市場の成長性と当社の強み・弱みの分析を基に事業ごとに戦略を立案した結果、「ベクターサイン」「QuickPoint」を成長事業と位置づけ重点的に経営資源を投入することとし、ダウンロードサイトに関しては、市場規模が縮小することを前提としたビジネスモデルの再構築を図ることとしたしました。

「ベクターサイン」につきましては、主な顧客（ターゲット）は法人（B）として、SDGs や DX 需要の高まりにより、電子契約業界は拡大していくものと分析しており、これまでは、業界トップをモデルケースとすることで事業拡大を企図していたものの、乗換需要の低さやユーザーの声、業界の高価格化等を受けて、低価格路線でフルサービスを利用できる独自のポジショニングを築くことを企画し、新プランを始動させました。まずは新プランにより、「電子契約は高額で手が届かない」中小企業の受け皿として、契約社数を増やすことで一定のポジション（ターゲット市場の 20%程度を目標）を築いた上で、電子契約＋αとなる複合サービス、たとえば、CRM システムや会計システム会社等との協業及びそれに係る開発等へ展開したいと考えており、実際、新プランを 2025 年 2 月に開始したところ、初月で 400 社超が増加し、それまで契約社数の累計が 200 社程度だったものが、2025 年 4 月末現在、1,000 社超となっております。今後は、主にリスティング広告による広告費及びアフィリエイトのための販売促進費を投下し、2 年後に契約社数 10 万社を目指すことで認知拡大を図り、また、タイアップ可能な企業及び団体との協業により、さらに契約社数が増加するようなビジネス展開をして参ります。

次に「QuickPoint」につきましては、主な顧客は個人（C）であり、国内人口は減少していくものの、国内アフィリエイト市場やポイントサービス市場は拡大していくものと分析しております。また、事業コストが低額であることや少額でのポイント付与ができること、ユーザーの実在性が高他社より高い点で、他社との差別化が図れる事業であると位置づけ、①新規ユーザーの獲得②既存ユーザーの活性化③広告単価アップの複合的な戦略によって行っていくことで事業が成長していくものと考えております。中でも、新規ユーザーの獲得にはリソース（資金）をしっかりと掛けさえすれば、十分なリターンが予測できるため、特に注力したいと考えております。実際に販売促進費を掛け各種イベントを実施することで、期初ユーザー 52 万人程度から 2025 年 4 月末現在、60 万人超まで増加いたしました。今後も、主に顧客への還元率を高めることや友達招待等のキャンペーンを開催すること等の販売促進費の投下によるユーザーの拡大に注力し、2 年後にユーザー数 200 万人達成を目標にしております。今後、既存のビジネスモデルに加えて、「QuickPoint」をメディアとしてアドセンスにより収益を獲得するビジネスモデルを確立することで、厚みのある収益構造を創りたいと考えております。

「ダウンロードサイト」につきましては、主な顧客は個人（C）と分析しており、クリエイティブの複雑化（動画の編集等）からスマートフォン対 PC における PC の必要性は再評価されているとはいえ、国内人口の減少や PC の高度化から売り切り型のソフトウェア需要は減少していくものと想定され、一方で SaaS 系システムの需要は高まっていると予測されており、今後どう SaaS 系ビジネスに関与してい

くかがポイントであり、まずは、データベース、サーバーの再構築による事業コストの見直しやオペレーション体制の見直しによりコストの最適化を行った上で、既存顧客を活かした事業ピボットとして、UI・UXの改善、カテゴリーの再配置、成長分野である SaaS モデルのプラットフォーム等を検討していくことが必要であります。

いずれの事業も今後、協業可能な企業や団体等とのパートナーシップを進めることが、スピード感ある拡大路線のカギになってくると考えております。

次に、上記既存事業に加えて、ICT 事業における新たな柱として、「AI インフラ事業」へ本格的に参入いたします。

近年、生成 AI や大規模言語モデルの進化によって、あらゆる産業において AI の導入が進んでおり、それを支える「演算力」へのニーズは飛躍的に高まっております。AI を活用したプロダクトやサービスを実現するためには、従来型のインフラでは困難であり、AI に特化した高性能な計算環境の整備が急務となっております。実際、国内外における AI 関連の需要は急拡大している一方、それを支える高性能サーバーやデータセンターの供給は大きく不足し、演算リソース不足は世界共通の課題として顕在化しており、日本国内においても、AI 開発の現場ではリソース確保がボトルネックとなり、多くの企業や研究者が最適な演算環境を求めています。

当社は、このような市場環境を成長の好機と捉え、先進的な AI 演算に対応可能な高性能サーバーを導入し、それらを収納・稼働させる AI 特化型データセンターの構築を計画しております。サーバーは当社が自社で資産として保有しつつ、その運用・管理については高度なノウハウを持つパートナー企業と協業することで、最適な稼働環境と保守体制を確立することを目指し、設備投資と外部環境を組み合わせた効率的かつ柔軟な運営体制により、拡張性の高い事業モデルを実現して参ります。

また、AI リソースの安定的かつ継続的な活用を促進するため、利用時間のシェアリングや用途ごとのリソース最適配分を行い、常時稼働に近い状態を維持することで、資産効率の最大化を図ります。

なお、当社が AI インフラ事業を進めるにあたり必須である先進的な AI 演算に対応可能な高性能サーバーを導入することを予定しております。導入する高性能サーバーについては、主に以下の点で優れていることから採用を判断いたしました。

① AI 開発の高コスト問題を解決

AI のトレーディングには、大量のデータ処理能力が求められ、従来の GPU ベースのインフラではコストが高騰しており、特に、大規模言語モデル (LLM) や生成 AI の開発には、数百万～数億円規模の計算リソースが必要とされ、多くの企業にとって負担となっております。

当該高性能サーバーの活用により、高性能な計算環境を低コストで提供し、AI 開発の経済的負担が大幅に改善されます。

② エネルギー消費の最適化

AI のトレーディングと推論には膨大な電力が必要であり、データセンターの電力使用量は年々増加しており、これにより、企業の電力コストが増加し、持続可能性が問われる状況となっております。

当該高性能サーバーは、従来の GPU アーキテクチャに比べ、エネルギー効率の高い計算処理を実現することで、電力消費の最適化を図り、環境負荷の軽減にも貢献します。

③ セキュアな AI インフラの整備

AI 開発では、企業の機密情報やユーザーデータを扱うため、データの安全性が最優先事項となっておりますが、従来のサーバー環境ではハッキングリスクやデータ漏洩の可能性があります、セキュリティ対策が不十分であるケースが多く見られます。

当該高性能サーバーでは、FHE（完全準同型暗号）を活用し、データを暗号化したまま AI 処理を実行可能であり、高いセキュリティレベルを保持しますので、データの安全性を確保しながら、機密情報を保護した AI 運用が可能となります。

今後につきましては、AI スタートアップや研究機関、エンタープライズ企業を対象に、AI 演算リソースの提供に加え、それらの活用を支援するソリューションサービスも積極的に展開することも視野に入れており、当社の AI インフラを活用することで、開発者や企業はスムーズかつコスト効率良く AI 技術の導入・検証・運用を進めることが可能となり、国内における AI 活用の裾野拡大に貢献したいと考えております。さらに、大手クラウド事業者やデータセンター事業者との連携に加え、自治体との協力も視野に入れ、地域の産業振興や教育機関への AI 活用支援といった公共性の高いプロジェクトにも積極的に参画し、こうした地域に根ざした取組みを通じて、AI 技術の地域格差を是正し、持続可能なデジタル社会の基盤構築に寄与したいと考えております。

併せて、当社は AI ソフトウェア販売事業として、AI モデルやアプリケーションのオンラインマーケットプレイスの構築にも取り組んで参ります。これにより、開発者は自ら開発した AI ソリューションを当社の基盤上で流通・販売でき、企業ユーザーは自社ニーズに合致した AI を容易に導入可能となります。インフラ提供に留まらず、流通面でも AI 産業を支える仕組みを整えたいと考えております。

当社は、将来的には、AI 分野における人材育成にも注力し、教育コンテンツの提供や開発支援プログラムの整備等を通じて、次世代を担う人材と技術の育成環境を提供したいと考えており、「設備（高性能インフラ）」・「流通（マーケットプレイス）」・「人材（育成）」の三位一体モデルを強みとし、ICT 社会の基盤を支える総合 AI インフラ企業として、持続的な成長と社会的価値の創出を目指して参ります。

（２）各資金使途の詳細

① 広告費及び販売促進費及び③ 運転資金

上記のように ICT 事業を推進するにあたり、当社が提供する「ベクターサイン」及び「QuickPoint」の各サービスにおける会員数及び契約社数の拡大を図ることを目的とし、広告費及び販売促進費として 388 百万円、事業収益の安定化が達成されるまでに必要な運転資金、具体的には、売上総利益から販売費及び一般管理費（本資金調達により新たに投入する広告費及び販売促進費を除いた費用）を差し引いた費用として 123 百万円を調達することといたしました。

② 高性能サーバーの購入資金

当社が AI インフラ事業を進めるにあたり必須である先進的な AI 演算に対応可能な高性能サーバーを導入すべく、AI インフラ事業における高性能サーバーの購入費として 330 百万円を調達することといたしました。

④ 借入金返済資金

本資金調達までの運転資金として借入していた借入金 100 百万円（①借入先：株式会社 INSURE TECH INDUSTRIES、借入額：50 百万円、借入日：2025 年 4 月 21 日、弁済期限：2025 年 6 月 30 日、利率：

5%、資金使途：運転資金、②借入先：株式会社 INSURE TECH INDUSTRIES、借入額：50 百万円、借入日：2025 年 5 月 26 日、弁済期限：2025 年 6 月 30 日、利率：5%、資金使途：運転資金）の返済資金として、100 百万円を調達する資金の一部から充当することといたしました。

当社は、かかる事業資金の確保によって、当社の事業領域である ICT 事業において、既存事業の強化・拡大及び新たな取組みである AI インフラ事業を展開することで、収益力の向上及び経常化等の収益基盤の改善や中長期的な財政基盤の強化が可能となると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達した資金の使途として、上記「3.（2）調達する資金の使途」に記載した事業への投資等の実行を予定しております。当社は、かかる投資によって、当社の事業領域である ICT 事業において、既存事業の拡大及び新たな取組みを展開することで、収益力の向上及び経常化等の収益基盤の改善や中長期的な財政基盤の強化が可能となると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

【本新株式】

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、割当予定先との協議の結果、本資金調達に係る取締役会決議日の前営業日（2025 年 5 月 29 日）の東京証券取引所における普通取引の終値 147 円と同額を基準とし、1 株 133 円（ディスカウント率 9.52%）といたしました。発行価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議いたしましたが、早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現するためには、上記「3.（2）調達する資金の使途」に記載の資金が必要不可欠であり、交渉を進めた結果、割当予定先の発行価額のディスカウントに対する要望を受け入れたものです。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 128.25 円に対する乖離率は 3.70% 上方、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 98.15 円に対する乖離率は 35.51% 上方、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 89.45 円に対する乖離率は 48.69% 上方となっております。

本新株式の発行価額の算定方法について、発行決議日の直前営業日の終値を発行価額の基準値として採用した理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、上記特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日

の前営業日の終値が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。

また、以上のことから、当社監査役全員より、上記発行価額は、算定根拠となった市場価格が発行決議の直前営業日の終値であるところ、当該終値は、現在の当社企業価値を最も適正に反映したものであると解することが可能であるとともに、発行価額について、当社の直近の状況が市場評価に客観的に反映されており、とりわけ、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向・財務状況、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案していること、また、発行価額について発行決議の直前営業日の価額に 0.9 を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、かかる算定根拠には合理性があることから、特に有利な発行価額には該当しないとする当社取締役会の判断は相当であるとして、有利発行には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

【本新株予約権】

当社は、本新株予約権の発行要項及び引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルートス・コンサルティング（以下、「プルートス社」といいます。）に依頼しました。プルートス社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（147 円）、行使価額（133 円）、配当率（0 %）、権利行使期間（2 年）、無リスク利子率（0.753 %）、株価変動性（57.98 %）、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提（当社は、基本的には割当予定先の権利行使を待つものとする。割当予定先は、株価水準に留意しながら株価が行使価額を上回っている場合は、新株予約権の行使を進めるものとする。算定においては同時に発行を予定している株式から売却を行い、株式の売却が完了した後に新株予約権の行使を行うものとする。ただし、1 度に行う権利行使の数は、1 回あたり 380 個とし、権利行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする。）を置いて評価を実施し、本新株予約権 1 個当たりの評価結果は 169 円となりました。

当社は、当該第三者算定機関の算定結果を参考として割当予定先と協議し、交渉を進めた結果、1 個当たりの発行価額は当該第三者算定機関の算定結果と同額である 169 円と決定しました。なお、当社は、本新株予約権の発行価額は、プルートス社の算定した公正価値と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025 年 5 月 29 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 147 円を参考とし、133 円（ディスカウント率 9.52 %）といたしました。

行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 128.25 円に対する乖離率は 3.70 % 上方、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 98.15 円に対する乖離率は 35.51 % 上方、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 89.45 円に対する乖離率は 48.69 % 上方となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去 1 か月平均、3 か月平均、6 か月平均といった過

去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当社監査役全員より、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額の算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられ、当該第三者機関による本新株予約権の評価単価の算定方法及び結果を記載した評価報告書において適用された基礎数値、当事者の行動及び評価ロジック並びにその他の採用数値はそれぞれ合理的なものは適切であることから、当該評価報告書に記載された本新株予約権の評価単価と同額である本新株予約権発行価額は、有利発行には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は 3,760,000 株（議決権数は 37,600 個）であり、2025 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 20,047,000 株に対し 18.76%（2025 年 3 月 31 日現在の当社議決権個数 199,171 個に対しては 18.88%）、本新株予約権の行使による発行株式数は 3,760,000 株（議決権数 37,600 個）であり、2025 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 20,047,000 株に対し 18.76%（2025 年 3 月 31 日現在の当社議決権個数 199,171 個に対しては 18.88%）です。これらから、本資金調達による希薄化の割合の合計は 37.51%（2025 年 3 月 31 日現在の当社議決権個数 199,171 個に対しては 37.76%）となります。これにより既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じます。さらに、本新株式及び本新株予約権行使により取得した当社株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もあり得ること、更には、当社の株式流動性は、過去 2 年間に於ける 1 日の平均売買出来高が約 39 万株と必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

もっとも、前述の「２．募集の目的および理由」「(I) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権の発行）」「(本資金調達方法のメリット) ②資金調達の柔軟性に記載のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、当社の与信が向上し、金融機関等から低利の融資による調達が可能となる等、より有利な条件での資金調達手段が見つかる等した場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得することで株式の希薄化を抑制することが可能です。

なお、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額は 1 株当たり 133 円であり、これは 2025 年 3 月期末の 1 株当たり純資産額 11.91 円を上回っております。よって、市場株価が安定して推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1 株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、2023 年 3 月期は△31.01 円、2024 年 3 月期は△50.06 円、2025 年 3 月期は△39.27 円と安定的な収益計上が出来ておりません。調達した資金を「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の使途」記載のとおり活用し、当社の経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たし、かつ、継続させることにより、1 株当たり当期純利益の改善を経常化させることが可能であると考えております。

なお、本第三者割当により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から独立した者として、当社社外監査役である杉浦亮次氏、中嶋俊明氏、中野明安氏及び鈴木敏氏の 4 名によって構成される第三者委員会（以下、「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、当社の監査役を委任することを除いては本第三者委員会の構成メンバー及びその経営する企業と当社との間に、直接の取引関係はありません。本第三者委員会は希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名 称	QUETTA 合同会社
(2)	所 在 地	東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号 新宿三井ビル 30 階
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員 宿野 泰秀
(4)	事 業 内 容	AI 事業、データセンター事業等を営む主に IT に関連する会社の株式取得、運用、売買
(5)	資 本 金	1,000,000 円
(6)	設 立 年 月 日	2025 年 4 月 18 日
(7)	発 行 済 株 式 数	10 口
(8)	決 算 期	3 月
(9)	従 業 員 数	1 名
(10)	主 要 取 引 先	一般投資家
(11)	主 要 取 引 銀 行	東京スター銀行
(12)	大株主及び持株比率	宿野 泰秀 100%
(13)	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、現在、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係

		会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態		(単位：円)		
	決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
純	資 産	—	—	—
総	資 産	—	—	—
1株	当たり純資産	—	—	—
売	上 高	—	—	—
営	業 利 益	—	—	—
経	常 利 益	—	—	—
当	期 純 利 益	—	—	—
1株	当たり当期純利益	—	—	—

※当社は、割当予定先から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。

また、当社においても独自に専門の調査機関（リスクプロ株式会社 東京都千代田区九段南二丁目3番14号 代表取締役 小板橋仁）に調査を依頼し、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主、割当予定先の紹介者であるITI及び当該会社の役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がない旨の調査報告書で確認している等、割当予定先の関係者において反社会的勢力との関係がないことが確認できており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。なお、割当予定先が組成する匿名組合への出資者につきましては、当社内独自で調査し、問題ないことを確認しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状では、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、当社独自による事業資金が必要となってくることから、当該必要資金の引受先となる投資会社及び投資家等を模索しております。

そのような中、当社の執行役員社長室長松本一郎が、2025年3月に、従前からの取引先であり、ICT事業に関する情報交換先でもあったITI社の代表取締役である水野氏に対し、当社の現状及び今後のICT事業の強化方針について説明を行った上で、ITI社に当社の事業アドバイザーとなり、ICT事業の強化及びICT事業に関連する新しい取組みを行うために必要な情報の提供、事業提携先及び取引先並びに事業を推進するための資金を提供して頂ける投資会社または投資家等の紹介を依頼したところ、引受見込先としてQUETTA社の紹介を受けました。QUETTA社は、長年大手金融機関で国際業務及び国内主要支店の支店長を歴任してきた宿野泰秀氏（以下、「宿野氏」といいます。）が独立し、培ってきた金融知識及び事業分析等を活かすべくITに関連する会社の株式取得、運用、売買を行うことを目的として設立された会社で、今回、国内のIT関連企業への投資を目的とした匿名組合を組成し、資金を募集した上で上場会社株式への投資を行うことを計画しているとのことで、上場会社の第三者割当増

資の引受にも興味を持っているとのことでした。

そこで、2025 年 4 月に水野氏の仲介で、当社の松本が QUETTA 社の代表社員である宿野氏と面談を行い、当社の事業戦略、資金ニーズ及び時期等をご理解頂くために、当社の今後の事業戦略として、当社の ICT 事業におけるダウンロードサイトによるソフト販売、PayPay ボーナスポイントモール「QuickPoint」サービスの運営、電子署名「ベクターサイン」サービスの運営等、既存事業の今後の計画及び展望について、さらに、今後展開しようとしている新たな取組みとしての AI インフラ事業について説明したところ、当社の ICT 事業の強化・拡大及び AI インフラ事業を推進することによる当社の将来的な展望についてご理解ご賛同頂いたこと、また、QUETTA 社の資金運用及び投資先への関与方針を伺った結果、純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受けたことから、同社を本新株式及び本新株予約権による資金調達の前払金に選定いたしました。

なお、宿野氏からは、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、全量新株式による引受けは困難であるが、新株式の引受けと合わせて新株予約権による引受けであれば可能である旨の説明があり、当社といたしましても、継続的且つ十分な収益を確保するために必要な資金調達を確保する観点から、本新株式及び本新株予約権の組み合わせによる本資金調達のスキームを採ることが適切と判断いたしました。

（３）割当予定先の保有方針

割当予定先である QUETTA 社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社においては、今後、当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を、同社社長の宿野氏から当社松本が口頭での聴取により確認しており、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適宜売却する方針と伺っております。

QUETTA 社は、本新株予約権自体について、行使するまでは転売等の予定はありませんが、仮に譲渡する場合には当社取締役会で承認が必要となります。当社は、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針、また、当社が同社との間で締結する本新株予約権の引受契約に係る権利・義務について、譲渡に取締役会の承認が必要であるという制限を含め、譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

また、当社は、割当予定先より、払込期日より 2 年間に於いて、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに関する確約書を徴取する予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、QUETTA 社からは、2025 年 5 月 30 日現在の同社が組成した匿名組合の預金口座残高の写しを取得し、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに必要十分な預金残高があることを確認しており、割当予定先の資力は問題ないと判断しており

ます。

なお、本新株予約権の行使資金につきましては、QUETTA 社は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、匿名組合による追加の出資を募る若しくは本第三者割当による取得した本新株式の一部を市場で売却した資金により本新株予約権の一部を行使し、行使により取得した当社株式をまた市場で売却するというスキームで権利行使を繰り返す方針であることの説明を宿野氏より当社の松本が口頭にて確認しております。

以上により、当社は本新株式及び本新株予約権の引受について払込資金に問題ないことに加え、本新株予約権の行使が問題なく行われるものと判断いたしました。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員並びに役員関係者は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
株式会社T'sInternational	20.45%	QUETTA合同会社	27.28%
株式会社エスポワール日本橋	9.98%	株式会社T'sInternational	14.87%
合同会社KENSキャピタル	5.99%	株式会社エスポワール日本橋	7.26%
合同会社capital harbor	5.69%	合同会社KENSキャピタル	4.35%
楽天証券株式会社	3.33%	合同会社capital harbor	4.14%
GMOクリック証券株式会社	2.58%	楽天証券株式会社	2.42%
株式会社SBI証券	1.70%	GMOクリック証券株式会社	1.87%
JPモルガン証券株式会社	1.63%	株式会社SBI証券	1.24%
Seacastle Singapore Pte.Ltd.	1.58%	JPモルガン証券株式会社	1.18%
Marici合同会社	1.50%	Seacastle Singapore Pte.Ltd.	1.15%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、2025年3月31日時点の株主名簿を基準としております。

また、募集後の大株主の持株比率は、2025年3月31日時点の発行済株式総数に、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の合計を加えて算出した数値です。

3. 上記のほか、自己株式 127,200 株があります。

4. 本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2025年6月16日から2027年6月15日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。上記の数値は、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の数値を示しております。

5. 本新株式の発行及び本新株予約権の行使により交付される普通株式における、その割当予

定先の保有方針は、純投資であり、長期保有が見込まれないことから、実質的な大株主になる予定はありません。

8. 今後の見通し

本新株式の発行及び本新株予約権の発行並びに行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により増加する議決権の数は 75,200 個であり、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式に係る議決権の総数である 199,171 個の 37.76%となり、

希薄化率が 25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に規定される、「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会などによる株主の意思確認」を行う必要があります。

そこで当社は、本資金調達が既存株主様に対して大規模な希薄化を生じさせることに鑑み、本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性和相当性について調査の上、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱し、以下の内容の意見書を 2025 年 5 月 30 日に入手しております。

(意見の概要)

1. 結論

本第三者割当増資には必要性が認められ、その発行価額、発行方法及び割当予定先の選定等はいずれも相当であると認められる。

2 必要性について

貴社は、ICT 事業として、ダウンロードによるソフトウェア販売、電子契約サービス「ベクターサイン」に加え、PayPay ポイントのポイントモール「QuickPoint」の強化を図る取組みを実施し、加えて、貴社の企業価値の向上のため新たな事業の確立に向け、「SDGs」をテーマとした事業領域として、脱炭素化、環境負荷の軽減、気候変動や資源枯渇等の課題に対処する環境推進事業として、再生可能エネルギー関連事業、特に太陽光発電等の再生可能エネルギーに関連する用地及び地上権、発電設備及び資材、売電権利等の転売事業、太陽光発電所開発及び建設工事等の建設事業、環境配慮商品の販売事業等に取り組む、さらに、2024 年 4 月に実施した第三者割当増資による調達資金を活用して、新たな取組みとして、運動代替セルフケアデバイス「e-Nudge (イーナッジ)」デバイスメーカーとのビジネスパートナーシップにより連携して、当該製品に係るファイナンス政策、販売ルート

の開拓等の戦略立案等の形で事業参画も行った。

しかしながら、貴社は、新規事業の拡大を目的として、新規事業部門を中心とした人材等を補強したこと等により販管費も増加したこともあり、2024年3月期の業績では、売上高158百万円（前事業年度は246百万円の営業収益）、営業損失763百万円（前事業年度は354百万円の営業損失）、経常損失815百万円（前事業年度は362百万円の経常損失）、当期純損失894百万円（前事業年度は435百万円の当期純損失）を計上し、さらに、2025年3月期の業績においても、2025年売上高162百万円（前事業年度比2.1%増）、営業損失574百万円、経常損失566百万円、親会社株主に帰属する当期純損失779百万円を計上する等、未だ継続的かつ十分な安定収益を確保するまでには至っていないことから、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、会社の経営基盤は厳しい状況が続いていると認められる。

当該疑義を解消するため、貴社は、事業資金の有益な活用及び徹底したコスト管理を行うことにより、安定した収益の確保を目指しているものの、未だ継続的かつ安定的な収益を確保するに至っておらず、新たな投資事業により収益を獲得する必要性が生じている。

そこで、貴社は、インターネットを通じて多くの人々の生活を「より便利に、より楽しく」なるサービスの創造、という原点に回帰し、貴社の主力事業であるICT事業に経営資源を集中させ、貴社の収益の回復・向上を企図しているところ、貴社の財政状態及び経営成績は上記のとおりであり、貴社においてはICT事業を強化・拡大するための事業資金を確保する必要性が高いと認められる。

以上に照らせば、本第三者割当増資は、貴社の企業価値を向上させるための事業展開を行うに必要な事業資金を確保し、貴社がICT事業を強化・拡大を実行することにより継続的かつ安定的な収益を獲得することにつながり、ひいては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況の解消を可能にすると考えられることから、貴社にとって必要であると認められる。

3 相当性について

（1）発行条件の相当性

ア 本株式の発行価額

本株式の発行価額は、発行決議日の直前取引日である2025年5月29日の貴社株式の終値147円を基準とし、当該金額に対して9.52%のディスカウントをした価格である133円とすることが予定されている。

貴社の業績動向、財務状況、株価動向等を踏まえれば、これらを最も適正に反映していると考えられる直近の市場株価を参考とすることに不合理な点はなく、ディスカウント率についても、上記のようにICT事業を強化・拡大するために必要な事業資金が必要不可欠な状況において、割当予定先との間で協議・交渉を重ねたうえで決定されていることなどを踏まえると、9.52%のディスカウント率は不合理とはいえない。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最

長 6 か月) をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる」としており、一般的にかかる指針の範囲内の発行価額であれば、「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。本株式の発行価額は、発行決議日の直前取引日の貴社株式の終値に 0.9 を乗じた金額以上の金額であり、上記指針に準拠している。

以上の事情に照らせば、本株式の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、相当である。

イ 本新株予約権の発行価額

貴社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者算定機関である株式会社ブルータスコンサルティング(以下「ブルータス」という。)に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼した。ブルータスは、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、貴社の株価(147 円)、行使価額(133 円)、配当率(0%)、権利行使期間(2 年)、無リスク利子率(0.753%)、株価変動性並びに貴社及び割当予定先の行動等について一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権 1 個あたりの評価結果を 169 円と算定している。

当該算定結果は、貴社から独立した第三者算定機関であるブルータスが、公正な評価額に一定の影響を及ぼす可能性のある前提条件を考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定していることから、ブルータスによる算定結果は本新株予約権の合理的な公正価値と考えられる。

本新株予約権の発行価額 169 円は、ブルータスの算定結果を参考として、割当予定先との間で協議・交渉を重ねたうえで決定されたものであり、ブルータスが算定した公正価値と同額である。

以上の事情に照らせば、本新株予約権の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、相当である。

(2) 発行方法の相当性(他の資金調達手段との比較)

貴社は、ICT 事業を強化・拡大するために必要な事業資金を確保するために、本第三者割当増資により資金調達を行うことを予定している。

以下の点からすれば、貴社が、資金調達の方法として本第三者割当増資を選択することは、相当である。

ア 金融機関からの借入れ

貴社は、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、新規融資を受けることは困難と考えられる。

イ 公募増資

現在の貴社の企業規模(時価総額等)及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと考えられる。

ウ ライツ・オフアリング

コミットメント型ライツ・オフアリングについては、現時点において貴社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社を見出すことは困難と考えられる。

また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、貴社は最近 2 年間に於いて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。

エ 非上場型の新株予約権の株主無償割当

既存株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない既存株主が株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であること、また、直近の貴社の業績を鑑みると、既存株主の理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難と考えられる。

オ 有償株主割当増資

直近の貴社の業績を鑑みると、既存株主の理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難と考えられる。

カ 第三者割当による全量新株式の発行

一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権の発行による場合に比較して大きい。また、貴社は、割当予定先に対して、全量新株式による引受けを打診したものの、株式市場における貴社の株価の推移等を踏まえ、全量新株式による引受けは困難であるが、新株式の引受けと合わせて一部については新株予約権による引受けであれば可能である旨の回答を得ている。

キ 第三者割当による全量新株予約権の発行

貴社の株価の推移等によっては行使の有無や時期が左右されることから資金調達手段としては不確実性が残り、当面の資金需要に対して、確実に対応できるか不透明である。当面の資金需要については、新株式発行によって調達する必要がある。

ク MSワラント又はMSCB

株価に連動して行使（転換）価額が修正される新株予約権（いわゆる MS ワラント）や転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）は、将来的な市場株価の変動によって行使（転換）価額が修正されるところ、行使（転換）価額の下方修正がなされた場合には、MS ワラントにおいては当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、MSCB においては株価動向によっては株式価値の想定外の希薄化が進行するおそれがある。

ケ 本第三者割当増資（第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行）

新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせることによって、本株式の発行により当面の資金需要に対応して貴社の財務基盤を安定させ、企業価値を向上させるための事業展開を行うことができること、同時に発行される本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こるが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えられる。

また、本第三者割当増資の検討にあたり、具体的に貴社が本株式及び本新株予約権の割当予定先に求めた点として、①貴社の経営方針及び貴社が行う事業に賛同頂けること、②環境や状況の変化に応じて貴社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に新株予約権の買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等があるところ、割当予定先との協議の結果、これらの貴社の要望を受け入れた上で本第三者割当増資に応じることが可能であるとの回答が得られている。結果として、本第三者割当増資は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れていると考えられる。

（ア）株式希薄化への配慮

本株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせる資金調達を行うことにより、当面の資金需要

に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされている。また、本新株予約権の行使価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、MSCBのように当初の予定よりも発行される株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はない。これらにより、既存株主の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えられる。

（イ）資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、貴社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から貴社が取得することが可能となっている。これにより、貴社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となる。

以上より、資金調達方法に関しては、現時点において、本第三者割当増資の方法によることが相当と考える。そして、本第三者割当増資により、貴社株式には一定の希薄化が生ずるものの、増資の必要性、並びにこれが貴社の中長期的な企業価値の向上及びこれを通じた既存株主の利益に資すること等を踏まえれば、かかる希薄化の規模は合理的な範囲のものと判断する。

（3）割当先の相当性

貴社は、貴社の主力事業であるICT事業を強化・拡大することで、収益力の向上及び経常化等の収益基盤が改善するという貴社の将来的な展望を理解頂き、貴社に賛同頂ける割当予定先を模索していた。そのような中、貴社の執行役員社長室長松本一郎氏が、2025年3月に、従前からの取引先であり、ICT事業に関する情報交換先でもあった株式会社INSURE TECH INDUSTRIES（以下「ITI社」という。）の代表取締役である水野氏に対し、貴社の現状及び今後のICT事業の強化方針について説明を行った上で、ITI社が貴社の事業アドバイザーとなり、ICT事業の強化及び当該事業に関連する新しい取組みを行うために必要な資金を提供して頂ける投資会社または投資家等の紹介を依頼したところ、長年大手金融機関で国際業務及び国内主要支店の支店長を歴任してきた宿野泰秀氏が独立し、培ってきた金融知識及び事業分析等を活かすべくITに関連する会社の株式取得、運用、売買を行うことを目的として設立された会社であるQUETTA合同会社（以下「QUETTA」という。）の紹介を受けた。QUETTAは、貴社の事業戦略及び資金ニーズに深く共感して頂いているうえ、今回、国内のIT関連企業への投資を目的とした匿名組合を組成し、資金を募集した上で上場会社株式への投資を行うことを計画しているとのことで、上場会社の第三者割当増資の引受にも興味を持っているとのことであり、貴社のニーズにも合っていることから資金調達の割当予定先に選定するに至っている。

QUETTAは、本株式及び本新株予約権の発行に係る資金の払込みに必要な資金を、国内のIT関連企業への投資を目的とした匿名組合を組成し募集したとすると、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、QUETTAから2025年5月30日現在の同社が組成する匿名組合の預金口座残高の写しを取得し、本株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに必要十分な預金残高があることを確認しており、また、本新株予約権の行使資金については、匿名組合による追加の出資を募る若しくは本第三者割当による取得した本株式の一部を市場で売却した資金により本新株予約権の一部

を行使し、行使により取得した貴社株式をまた市場で売却するというスキームで権利行使を繰り返す方針であることの説明を QUETTA より口頭にて確認している。

さらに、貴社は、QUETTA、QUETTA の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関に調査を依頼し、調査報告書を受領し、QUETTA において反社会的勢力との関係がないことを確認し、QUETTA が組成する匿名組合への出資者についても、貴社内独自で調査し、問題ないことを確認している。

以上より、割当予定先として QUETTA を選定することは相当であると認められる。

以上により、「本第三者割当増資には必要性が認められ、その発行価額、発行方法及び割当先の選定等はいずれも相当であると認められる」との意見書を受領しております。

当社は、2025 年 5 月 30 日開催の取締役会において、上記意見書の内容を踏まえ、本資金調達の実行性及び相当性について慎重に協議し、出席監査役を含め、企業価値及び株主価値の向上に資するとの意見の一致が得られたことから、本資金調達について決議を行ったものであります。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

決算期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
売上高 (千円)	246,164	158,782	162,103
営業利益 (千円)	△354,345	△763,804	△574,044
経常利益 (千円)	△362,136	△815,820	△566,249
当期純利益 (千円)	△435,868	△894,973	△779,822
1 株当たり当期純利益額 (円)	△31.01	△50.06	△39.27
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
1 株当たり純資産額 (円)	39.49	49.97	11.91

(注) 1. 「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「当期純利益」については、千円未満は切り捨てております。

2. △は損失を示しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2025 年 5 月 30 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	20,047,000 株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	— (注)	—
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)	—	—

における潜在株式数		
-----------	--	--

(注) 2025 年 5 月 15 日付「第 11 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、第 11 回新株予約権は 2025 年 5 月 16 日をもって消滅しております。

(3) 最近の株価の状況 (単位: 円)

①最近 3 年間の状況

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
始 値	320	242	143
高 値	393	422	163
安 値	208	115	70
終 値	242	138	87

②最近 6 ヶ月の状況

	2024 年 12 月	2025 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
始 値	83	76	80	93	87	92
高 値	84	89	94	99	109	163
安 値	75	74	80	84	65	89
終 値	76	82	89	87	93	147

(注) 2025 年 5 月の株価については、2025 年 5 月 29 日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2025 年 5 月 29 日
始 値	150
高 値	151
安 値	145
終 値	147

(4) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当の方法による新株式発行

払込期日	2023 年 2 月 3 日
調達資金の額	335,160,000 円
発行価額	1 株につき 294 円
募集時における発行済株式総数	14,007,000 株
当該募集による発行株式数	1,140,000 株
募集後における発行済株式総数	15,147,000 株

割当先	合同会社 capital harbor 1,140,000 株
発行時における当初の資金使途	① 運転資金 170 百万円 ② 再生可能エネルギー事業資金 150 百万円
発行時における支出予定時期	① 2023 年 2 月～2025 年 2 月 (170 百万円) ② 2023 年 2 月～2025 年 2 月 (150 百万円)
現時点における充当状況	① 運転資金として 170 百万円を全額充当しております。 ② 再生可能エネルギー事業における太陽光発電所用地及び売電権利の取得資金として 150 百万円を全額充当しております。

・ 第三者割当の方法による新株予約権発行（第 10 回新株予約権）

払込期日	2023 年 2 月 3 日
調達資金の額	1,218,930,000 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額：13,530,000 円 新株予約権行使による調達額：1,205,400,000 円
発行価額	総額 13,530,000 円（新株予約権 1 個につき 330 円）
募集時における発行済株式数	14,007,000 株
割当先	合同会社 capital harbor 41,000 個
当該募集による潜在株式数	4,100,000 株
現時点における行使状況	4,100,000 株
発行時における当初の資金使途	① 運転資金 156 百万円 ② 再生可能エネルギー事業資金 500 百万円 ③ サービス開発資金 100 百万円 ④ M&A 資金 400 百万円
発行時における支出予定時期	① 2023 年 2 月～2025 年 2 月 (156 百万円) ② 2023 年 2 月～2025 年 2 月 (500 百万円) ③ 2023 年 2 月～2025 年 2 月 (100 百万円) ④ 2023 年 2 月～2025 年 2 月 (400 百万円)
現時点における充当状況	2023 年 8 月 22 日付「資金使途の変更並びに IT プランテーション事業に対する投資に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、既存事業領域のサービス開発資金として、インターネット事業における研究開発費用及び採用人件費、各業種の取組や活用事例等のマーケティング費用等で 100 百万円を充当する予定でしたが、自社開発ではなく、業務提携及び代理店契約等を協議している企業が既に持っている各種サービスを活用することで、当社の既存システムの拡充を図ることとし、(上記③) サービス開発資金への支出を取り止め、また、「SDG s」等の事業領域における企業への(上記④)

	M&A 資金として予定していた 400 百万円の内 200 百万円を、当該事業領域における収益性の高い事業及び当該事業から派生する事業展開による新たな収益機会の見込める案件への投融資資金に変更し、サービス開発資金 100 百万円と合わせて計 300 百万円をサステイナブル投融資資金として支出しております。さらに、2024 年 2 月 1 日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社が再生可能エネルギー関連事業を推進する過程において、太陽光発電所等の開発案件等多数の情報を得ることとなり、当該情報に対応すべく、建設工事等を行うための子会社を設立し、太陽光発電所開発に限らず、建設業界において様々な開発及び建設工事案件の受注に向けて活動していることから、(上記④) M&A 資金の残額 200 百万円を全額、建設業に係る事業資金とすることを決定し、調達した資金の使途を、以下のとおり一部変更したうえで、それぞれ各金額を充当しております。 ① 運転資金 156 百万円を全額充当しております。 ② 再生可能エネルギー事業における太陽光発電所用地及び地上権、発電設備及び資材、売電権利等の取得資金として 500 百万円を全額充当しております。 ③ サステイナブル投融資資金として、マレーシアにおける IT プランテーション事業を行う現地企業への投資を目的として設立された SPC が組成したファンドへの出資資金 300 百万円を全額充当しております。 ④ 建設業に係る事業資金として、電気・空調工事等の請負資金として 200 百万円を全額充当しております。
--	---

・ 第三者割当の方法による新株式発行

払込期日	2024 年 4 月 30 日
調達資金の額	96,000,000 円
発行価額	1 株につき 120 円
募集時における発行済株式総数	19,247,000 株
当該募集による発行株式数	800,000 株
募集後における発行済株式総数	20,047,000 株
割当先	Seacastle Singapore Pte.Ltd. 800,000 株
発行時における当初の資金使途	「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金 90 百万円
発行時における支出予定時期	2024 年 5 月 (90 百万円)
現時点における充当状況	「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金として 90 百万円を全額充当し

	ております。
--	--------

・ 第三者割当の方法による新株予約権発行（第 11 回新株予約権）

払込期日	2024 年 4 月 30 日
調達資金の額	447,885,000 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額：3,885,000 円 新株予約権行使による調達額：444,000,000 円
発行価額	総額 3,885,000 円（新株予約権 1 個につき 105 円）
募集時における発行済株式数	19,247,000 株
割当先	Seacastle Singapore Pte.Ltd. 37,000 個
当該募集による潜在株式数	3,700,000 株
現時点における行使状況	0 株
発行時における当初の資金使途	「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金 418 百万円
発行時における支出予定時期	2024 年 5 月～2026 年 4 月（418 百万円）
現時点における充当状況	新株予約権が未行使のため、全額未充当です。

なお、2025 年 5 月 15 日付「第 11 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、第 11 回新株予約権は 2025 年 5 月 16 日をもって消滅しており、資金使途である「e-Nudge」デバイスの資材仕入資金には全額充当出来ておりません。なお、本資金調達によって当該資金使途に充当する予定はございません。

（４）現時点における発行済株式数及び潜在株式数

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	20,047,000 株	100%
現時点における潜在株式数	0 株	0.00%

11. 発行要項

発行要項を別紙添付しております。

II. 主要株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 第三者割当による新株式の発行について」に記載のとおり、本第三者割当の実施により、以下のとおり、2025年6月16日に当社の主要株主に異動が生じることが見込まれます。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主となる予定の株主

① 名 称	QUETTA 合同会社
-------	-------------

なお、QUETTA 合同会社の概要につきましては、前記「I. 第三者割当による新株式及び第12回新株予約権の発行について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 主要株主に該当しないこととなる予定の株主

① 名 称	株式会社エスポワール日本橋
② 所 在 地	大阪府大阪市中央区本町橋8番地6号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 中澤 万紀子
④ 事 業 内 容	有価証券の売買、貸借、管理及び仲介
⑤ 資 本 金	8,000,000 円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) QUETTA 合同会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前※ (2025年3月31日現在)	0 個 (0 株)	0 %	—
異 動 後	37,600 個 (3,760,000 株)	15.88%	第2位

- (注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年3月31日現在の総株主の議決権の数199,171個を基準に算出しております。
2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年3月31日現在の総株主の議決権の数199,171個に本新株式発行により増加する議決権の数37,600個を加えた数である236,771個を基準に算出しております。
3. 総株主の議決権の数に対する割合については、小数点第三位を四捨五入しております。

4. 大株主の順位につきましては、2025年3月31日時点の株主名簿を基準として、現時点において想定した順位を記載しております。

(2) 株式会社エスポワール日本橋

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前※ (2025年3月31日現在)	20,000 個 (2,000,000 株)	10.04%	第2位
異 動 後	20,000 個 (2,000,000 株)	8.45%	第3位

- (注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年3月31日現在の総株主の議決権の数 199,171 個を基準に算出しております。
2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年3月31日現在の総株主の議決権の数 199,171 個に本新株式発行により増加する議決権の数 37,600 個を加えた数である 236,771 個を基準に算出しております。
3. 総株主の議決権の数に対する割合については、小数点第三位を四捨五入しております。
4. 大株主の順位につきましては、2025年3月31日時点の株主名簿を基準として、現時点において想定した順位を記載しております。

4. 今後の見通し

当該異動により、当社の業績に与える影響はありません。

以上

募集株式（第三者割当て）

発 行 要 項

1. 募集株式の種類
普通株式
2. 募集株式の数
3,760,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 133 円
4. 払込金額の総額
500,080,000 円
5. 出資の方法
金銭を出資の目的とする。
6. 申込期日
2025 年 6 月 16 日
7. 払込期日
2025 年 6 月 16 日
8. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、250,040,000 円（1 株につき 66.5 円）とし、増加する資本準備金の額は 250,040,000 円（1 株につき 66.5 円）とする。
9. 募集又は割当方法
第三者割当の方法による。
10. 割当先及び割当株式数
QUETTA 合同会社 3,760,000 株
11. 払込取扱場所
株式会社三菱 UFJ 銀行 新宿西支店
12. その他
 - ①本株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続き（金融商品取引法による届出の効力発生を含む。）が完了していることを条件とする。
 - ②その他本株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

株式会社ベクターホールディングス第 12 回新株予約権（第三者割当て）

発 行 要 項

1. 新株予約権の名称

株式会社ベクターホールディングス第 12 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

6,354,400 円

3. 申込期日

2025 年 6 月 16 日

4. 割当日及び払込期日

2025 年 6 月 16 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法による。

6. 割当先及び割当個数

QUETTA 合同会社 37,600 個（潜在株式数 3,760,000 株）

7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

（1）本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,760,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第（2）号及び第（3）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（2）当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 10 項第（2）号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 12 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（3）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 12 項第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（4）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 本新株予約権の総数

37,600 個

9. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

169 円

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、133円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第（２）号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第（２）号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}} \times \text{に交付された株式数}$$

この場合、１株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- （３）行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- （４）① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

また、本項第（２）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする

- （５）本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使

価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2025年6月16日から2027年6月15日（但し、2027年6月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限る。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
 - (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
16. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
17. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
19. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。
 - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。
20. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を

を通知する。

21. 行使請求受付場所

株式会社ベクターホールディングス 管理本部

22. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 新宿西支店

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 169 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は、本新株予約権と併せて当社取締役会において決議された第三者割当による募集株式発行に係る 1 株当たりの払込金額を基に決定した。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上